

商号を巡る商標問題

——関連法規と判例からの考察——

西 村 雅 子*

抄 録 企業の設立、あるいは企業の合併、CI (Corporate Identity) 等による社名変更の際に、新社名の商号商標 (本稿では、「株式会社」等の法人の種類を含む名称からなる商標をいう。) を登録する必要があるだろうか。本稿では商号商標を登録する意味を改めて考えつつ、商号商標を登録しようとする際の留意点ほか、商号を巡る商標問題を関連法規と判例から考察する。

目 次

1. はじめに
2. 商標法における商号商標
 2. 1 商号商標を登録する意味
 2. 2 商号商標について想定される拒絶理由
 2. 3 自己の名称と他人の登録商標との関係
3. 不正競争防止法における商号
4. 会社法における「不正の目的」による商号使用に対する救済
5. おわりに

1. はじめに

商号とは、会社の名称 (会社法6条1項) 又は商人 (会社及び外国会社を除く) の氏、氏名その他の名称である (商法11条)。

会社は、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の種類に従い、それぞれその商号中に株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社という文字を用いなければならない (会社法6条2項)。よって、「ABC電機株式会社」といった場合には、「ABC電機株式会社」といったフルネームをいう。次章以下で述べるように、商標法4条1項8号の適用においては、商号 (名称) か商号の略称 (名称の略称) かの別が著名性を要するかについて問題となるが、不正競争防止法

2条1項1号又は2号の適用上は、商号か商号の略称かは問題ではなく、周知又は著名な商品等表示 (営業表示) と認められれば保護される。不正競争防止法上の商品等表示として保護されるについては、商号として登記されている必要はない¹⁾。

2. 商標法における商号商標

商号を商標登録する必要性については²⁾、大企業だから、上場企業だから商標登録する必要があるともいえない。商号を商標として使用するのかが問題だからである。また、有名企業の商号であれば、不正競争防止法上の周知又は著名な商品等表示として保護を受けられる可能性が高い。それでは、社名の要部からなる、いわゆるハウスマーク (例えば、ソニー、トヨタなど。対応する欧文字商標、SONY, TOYOTAなど。) を登録すれば、商号商標を登録する必要はないだろうか。

2. 1 商号商標を登録する意味

自社の名称、例えば「ABC電機株式会社」

* 弁理士、東京理科大学専門職大学院 (知的財産戦略専攻) 教授 Masako NISHIMURA

を商標登録する必要があるかは、商号自体を商標として使用するかどうかによる。一般消費者向けの商品ではない場合、個別商品商標を使用する必要がない場合など、商品に付すのは商号のみであり、商号が商品について品質保証機能、広告宣伝機能を発揮する場合には、商号自体を商標登録すべきことになる。それでは、商標登録しない場合には、どのようなリスクがあるだろうか。

商標「ABC電機株式会社」については、自社が存続する限り、2.2(3)に後述の通り、現在の判例の傾向からいえば、自社が需要者に周知な企業ではなくても、商標法4条1項8号により、他人が商標登録することはできない。しかしながら、「ABC」部分に識別力が認められるとすると、使用商品について「ABC」を他人が商標登録した場合には、自社の名称を商標的に使用することについては、商標権侵害を問われる危険性がある。この場合、商標法26条1項1号に該当し、商標権の効力の及ばない範囲となるかは微妙な問題となる。例えば、自社の名称の表示が多少でもロゴ化した態様である場合、あるいは商品に顕著に表示されている場合には、普通に用いられる方法で表示するものか争われる可能性がある。

逆に、実はハウスマークとして「ABC」を使用したいのだが、既に「ABC」という他人の商標が使用商品について登録されている場合、商号商標については識別力のない語を含め全体として類否判断される傾向があるため(後述)、業種部分を含む「ABC電機」は「ABC」とは非類似として登録できる可能性がある。そういう場合には、商号商標として登録を試みる意味がある。

また、例えば「ABC電機株式会社」を「ABC株式会社」へ社名変更した場合、「ABC電機株式会社」はもはや存在しなくなるので、4条1項8号との関係では他人が「ABC電機

株式会社」を登録することが可能となる。ここで、「ABC電機株式会社」を商標登録していれば、登録が存続する限り、指定商品について他人が商標登録することも商標として使用することも原則としてできない。よって、むしろ社名変更した場合、旧社名を他人が使用すると出所混同のおそれがある場合に、旧社名についての商標登録の意味があるといえる。

ここで、旧社名の登録商標は不使用商標となるわけだが、我が国商標法においては、登録が存続する限り、不使用商標に基づく権利行使は規制されていない。商標権者の信用が旧社名にも残存しており、他人が使用した場合には出所混同のおそれがあると認められれば、旧社名商標権に基づく権利行使が権利濫用と判断されることはないと考えられる。

2.2 商号商標について想定される拒絶理由

商号商標についての最近の特許庁実務の実際を見るために、2000年1月から2009年12月の間に拒絶査定を受けた「株式会社」商標(株式会社の商号商標)を概観してみた。商号商標を登録する際に想定される拒絶理由は、基本的には一般の文字商標と異ならないのだが、識別力の判断及び先行商標との類否判断において商号商標ならではの特殊性がみられる。また、商標法4条1項8号該当性の判断において、特許庁審決の判断は一貫していない。

(1) 識別力についての判断

商号商標が、ありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標と判断される場合には、商標法3条1項4号により登録されない³⁾。ただし、商標審査基準によれば、行政区画名と業種名とを結合してなる会社名については、普通に採択されうる名称である場合でも、他に同一のものが現存しないと認められるときは、この限りでない、とされ、例と

して「日本タイプライター株式会社」「日本生命保険相互会社」が挙げられている。

以下の登録例（表1）にも示されるように、構成語（例えば、ありふれた氏と考えられる「川上」と業種を表す「塗料」）がありふれていても、他に同一のものが現存しない場合には、「ありふれた」とはいえないと判断されるようである⁴⁾。

表1 登録例

(1)	『川上塗料株式会社』（登録第386876号） ----- 普通の文字，第2類「塗料」等
(2)	『三田産業』（登録第3168064号） ----- 普通の文字，拒絶理由通知なし
(3)	『西川産業』（登録第4437929号） ----- 標準文字，拒絶理由通知なし
(4)	『平岡産業』（登録第2260691号） ----- 普通の文字，審判昭58-2600号審決 「本願商標は，前記したとおり「平岡産業」の文字を同書，同大，同間隔に一連に書してなるものであり，このように一見して商号の略称を表わしたものと認められる文字に接する取引者，需要者は，これを殊更「平岡」と「産業」に分離することなく，むしろ，一連の商号の略称として認識し，取引に当たる場合も少なくないものというのが相当である。さらに，該文字が，指定商品を取り扱う業界において，ありふれた名称として多数使用されているという事実は職権をもつて調査するも発見できなかった。してみれば，本願商標は，ありふれた名称とはいえないものであつて，これをその指定商品に使用しても自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものといわなければならない。」
(5)	『佐藤工業』（登録第3217799号） ----- 普通の文字，3条2項適用による登録

表1の商標(1)乃至(4)はいずれも使用に

より識別力を認められた3条2項適用の登録ではない。商標(1)「川上塗料株式会社」は普通の文字の域を脱しない縦書きの文字からなる商標であるが，指定商品「塗料」等について識別力を認められている。一方，商標(5)は3条2項適用の登録であるが，これは氏の「佐藤」が最も数の多い氏であるためと考えられる⁵⁾。

判例としては，「森田ゴルフ株式会社」（普通の文字）について，「確かに，「森田」という氏はありふれたものであり，また，「ゴルフ」は球技の一つを表す普通名詞であるうえ，「株式会社」が格別識別力を有しないことは上記のとおりであるが，このことから当然に本件商標が上記条項所定の商標に該当するものとするのは相当でなく，」「森田ゴルフ」の表示が，自他商品の識別力を有せしめないほどにありふれたものであるとまでは認め難い。」と判断された事例がある（東京高判平成7・6・13平6（行ケ）180）。

審判における登録例として，「石原産業株式会社」がある（別表審決例1（※以下，「審決例○」「拒絶例○」は論末別表に掲載の審決例を指す））。3条2項適用ではないが，周知な化学メーカーであることが影響しているのかもしれない。

商標法3条1項6号の適用についても，「株式会社インターネット堺」について，同一の法人等を見出せず，取引上普通に使用されている事実は発見できなかった，との理由で登録されている（審決例2）。

識別力の判断については，商標(4)の「平岡産業」の例にみられるように，商号の略称と認められる場合には，「株式会社」が付いていなくても，識別力の判断については一体として把握され，構成語に識別力が認められない場合でも，商号又は商号の略称を表したものとして識別力を認められやすいといえる。

平成14年の商業登記規則等の改正により，商

号の登記についてローマ字、アラビア数字その他の符号を用いることができるようになっている。審決例5の「株式会社70」（標準文字）の登録について識別力が問題となっていないように、商標審査基準では通常識別力を認められないローマ字二文字や数字からなる標章であっても、「株式会社」等と結合した商号商標であれば登録できると考えられる。

(2) 商標法4条1項7号に該当する場合

不正目的で他人の商号を商標登録しようとする場合には、4条1項7号により拒絶されるべきである⁶⁾。社名変更前に新社名の商号商標を出願した場合には、出願人名義変更届を提出前は、出願人の会社の商号でない会社の商号商標を出願したもの（すなわち、他人の商号を商標登録しようとするもの）として本号により拒絶される（審決例3及び5）。

ただし、出願人の商号と同一視される文字列（欧文文字表記など）については該当しないと判断され得る（審決例4）。

(3) 商標法4条1項8号に該当する場合

自社の名称、例えば「ABC電機株式会社」について商標としての権利化を図りたい場合、「ABC」又は「ABC電機」については、4条1項11号関係では、自社の商品又は役務について、同一又は類似の他人の商標が先に登録されていなければ商標登録できる。また4条1項8号関係では、他に著名な「ABC」又は「ABC電機」（名称の著名な略称）が存在しなければ登録できる。

一方、「ABC電機株式会社」を登録しようとする時、出願時に同業者のみならず全ての業種で、同一の社名「ABC電機株式会社」が存在すれば、4条1項8号に該当するとして拒絶される。（なお、4条3項の規定により、登録時に「他人」が存在していても、出願時に存在

しなかった場合には、8号の適用はない。）また、8号の規定上、他人の名称等を「含む」となっているため、他の文字や図形を要部とする商標であって、付記的に当該社名を併記したような場合でも、同号に該当する。その場合、「その他人の承諾を得ているもの」は8号から除かれるので、登録するには他に存在する「ABC電機株式会社」から承諾を得る必要がある。

しかしながら、他の「ABC電機株式会社」とは取扱い商品、取引の形態等、その業務内容を全く異にするものであり、指定商品との関係で出願人以外の他の「ABC電機株式会社」が想起されるものではなく、よって他の「ABC電機株式会社」の人格権を毀損することは考えられない場合でも、同号を適用すべきかは検討の余地がある。

この点については、「同号の立法趣旨が、氏名、名称等を、承諾なく商標に使われることがないという人格的利益を保護することにあるものとしても、上記のとおり、同号の規定上、他人の氏名、名称等を含む商標が、当該他人の人格的利益を侵害するおそれのある具体的な事情が存在することは、同号適用の要件とされているものではない。すなわち、同号は、他人の肖像、氏名、名称を含む商標、並びに他人の著名な雅号、芸名、筆名及び氏名、名称、雅号、芸名、筆名の著名な略称を含む商標については、そのこと自体によって、上記人格的利益の侵害のおそれを認め、商標登録を受けることができないとしているものと解される」とされている（霊友會事件、知財高判平成20・9・17平20（行ケ）10142）。そして、「この場合、出願人と他人との間で事業内容が競合するかとか、いずれが著名あるいは周知であるといったことは、考慮する必要がない」（株式会社オプト事件、知財高判平成21・2・26平20（行ケ）10309）と解されている。

平成21年にはもう1件、同趣旨の判決が出されている（末廣精工株式会社事件，知財高判平成21・5・26平21（行ケ）10005「要するに，同号は，出願人と他人との間での商品又は役務の出所の混同のおそれの有無，いずれかが周知著名であるということなどは考慮せず，「他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称」を含む商標をもって商標登録を受けることは，そのこと自体によって，その氏名，名称等を有する他人の人格的利益の保護を害するおそれがあるものとみなし，その他人の承諾を得ている場合を除き，商標登録を受けることができない（と）する趣旨に解されるべきものなのである。」）。

8号の審決例からわかるように，特許庁審決の判断は一貫していない。しかしながら，上記平成21年の2件の判決及び最近の審決（拒絶例1及び2）を勘案すると，8号の適用については，出所混同のおそれや，どちらが周知かといった条文にはない条件を勘案することなく，同一名称の他人が存在する限り，機械的に適用されると考えた方がよさそうである。

しかしながら，引用会社よりも出願人の方が需要者に周知な企業の場合，出願人の名称が引用会社（たまたま出願人と名称が一致している極めて小規模な会社の場合もある）の存在を理由として商標として保護されないということは，商標に化体した信用を保護するという商標法の趣旨に反することになる。個人の氏名については，社名よりもはるかに同姓同名の他人が存在する確率が高いが，比較的ありふれた氏名の著名人が自分の氏名を商標登録しようとする場合に（3条1項4号には該当しないか，あるいは3条2項適用によりクリアされたとした場合に）同姓同名の他人全員の承諾を要するのが妥当でないことは明らかである。社名についても同様に，4条1項8号の他人に該当するには承諾を得ないことにより人格権の毀損が客観的に認められるに足る程度の著名性・稀少

性等を有している必要があるとすると解すべきである⁷⁾。

引用会社の方が周知である場合，出所混同のおそれについては，4条1項15号等によって手当てされるので，本号では考慮すべきではないと考えられる。4条1項11号の適用については，引用商標の商標権者が出願商標と出所混同のおそれがないと考える場合でも，競争秩序の維持や需要者の利益保護という公益的観点から出願商標を拒絶すべきことになる。一方，出所混同防止の規定ではない8号の適用については，自社と同一の名称を商標登録されることによって不利益を被ると考える他人の登録異議申立てを待って拒絶するのが妥当と考える。異議申立てあるいは無効審判請求を待たずに審査において8号を適用すべきは，他人の氏名又は名称に商標法上の保護に値する信用が化体している場合，すなわち，氏名又は名称がブランド化している場合であり，その場合に出願人に不正目的があるか否かを問わず機械的に適用できるメリットがある。

法人の名称の場合，「ABC電機株式会社」が「名称」であり，「ABC電機」あるいは「ABC」の部分は「名称の略称」となるので，8号の「他人」に該当するには著名性を要する⁸⁾。

但し，他人が外国の会社である場合には，当該国の法令の規定に則って付されたその正式な名称をいい，当該国の法令において，株式会社等の組織名称を含まないものが法令上の正式名称とされているときは，これを含まないものが8号所定の他人の名称に当たると解される⁹⁾。

著名な略称等の「著名」の程度の判断については，商品又は役務との関係を考慮するものとされている（審査基準）。よって，需要者が誰かが問題となる。商標「国際自由学園」についての最高裁判例で，8号の趣旨が人格的利益（自らの承諾なしにその名称等を商標に使われることがない利益）保護にあることから，名称

等の略称が8号にいう「著名な略称」に該当するか否かを判断するについて、問題とされた商標の指定商品又は指定役務の需要者のみを基準とすることは相当でなく、その略称が本人を指し示すものとして一般に受け入れられているか否かを基準として判断されるべきものとされた¹⁰⁾。

法人格のない社団も8号の「他人」に該当し¹¹⁾、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において商標登録無効審判を請求することができる（商標法77条2項、準用特許法6条）。しかしながら、法人格のない社団の名称については、法人との均衡上、その名称は略称に準ずるものとして、8号に基づきその名称を含む商標の登録を阻止するためには、著名性を要するとの判決がある¹²⁾。

前述のように、8号の適用範囲は、他人の名称等を「含む」商標であるので、名称のほかに識別力の強い部分がある、あるいは名称部分は付記的である、といった場合にも、原則として適用されると考えられる。しかしながら、名称がありふれた名称であるので識別力がなく構成中の図形部分に識別力が認められるので8号に該当しないとの審決もあり（審決例13）、争う余地はある。

(4) 商標法4条1項11号に該当する場合

商号商標の類否判断については、商標審査基準によれば、商号の一部分として通常使用される「株式会社」「商会」「CO.」「K.K.」「Ltd.」「組合」「協同組合」等の文字が出願に係る商標の要部である文字の語尾又は語頭のいずれかにあるかを問わず、原則として、これらの文字を除外して商標の類否を判断する。

しかしながら、業種等を表す部分を含む商号商標の場合には、審決例14、17乃至21にみられるように、業種等を表す部分を除けば称呼が一致する場合でも、商号商標に出所表示機能を果たさせようとする限り商標を一体的に捉えるの

が妥当との見方により（審決例14参照）、全体としては非類似であるとの判断があり得る。小僧寿し事件（最判平成9・3・11平6(オ)1102)において、『小僧寿し』は、一般需要者によって一連のものとして称呼されるのが通常」という事情が考慮されているように、商号については、識別力が低い業種等を表す部分を含めて一連のものとして需要者に把握され記憶されるのが通常である。要部が周知商標と一致するといった場合以外は、一般の商標よりも取引実情において出所混同のおそれがなく非類似との判断がされやすいと考えられる。

商号商標を登録しようとする場合に、要部の称呼が一致する先行商標があることがわかっていても、社名を他の名称に変更することができない場合があるだろう。その場合、敢えて社名を登録せずに、その使用については26条1項1号の適用により、先行商標の商標権の効力外と考えることもできるが、2・3で述べるようにその適用が認められない危険性がある。審決15及び16では、引用商標が無効あるいは存続期間満了により消滅しているが、引用商標と称呼が一致する同事例でも、称呼類似のみを重視すべきではないという最近の判例の傾向によれば、取引の実情においては出所混同のおそれなく非類似との判断もあり得る。

(5) 商標法4条1項15号に該当する場合

社名（和文名称）については、他人の周知な商標あるいは社名と混同のおそれがあるものを選択する可能性は低いと考えられるが、英文名称については注意が必要である。

拒絶例4は、事例の多い世界的に有名なファッション雑誌「VOGUE」（ヴォーグ）誌の題号を引用商標とするものである。本件商標「VOGUE CO., LTD.」は商標権者の商号の英文名称とみられる商標であるが、審決では「特定会社に係る会社名称の英文表記と看

取られる場合があるとしても、一般に、事業者が自己の事業を表彰するために使用する会社の名称、すなわち、商号は、商法所定の定めにより、会社組織の別を表すために義務づけられている表示であって、その限りにおいて一つの名称としての意義、機能を有するものであるが、一方、これを事業者が自己の取扱いに係る商品について、商標として使用する場合（いわゆる「商号商標」）は、専ら商標としての機能が問われる故にその登録の可否等については、通常の商標の場合と同様に考察すべきものと解するのが相当である。」として、識別力のない「C O., L T D.」の部分を除き「V O G U E」の部分を要部として出所混同のおそれがあると判断された。指定商品の被服等がファッション関係の商品であることが混同のおそれの判断に影響している。

2. 3 自己の名称と他人の登録商標との関係

自己の会社「A B C 電機株式会社」の設立や社名変更が、他人の商標「A B C 電機株式会社」の出願よりも後である場合には、（8号以外の拒絶理由がなければ）その他人に商標登録される。その場合、その他人の登録商標の指定商品が自己の業務に係る商品と同一か類似であると、その商品について自社名を製造元等として表示することが、26条1項1号の「自己の名称を普通に用いられる方法で表示する商標」に該当するかが問題となり得る。

26条1項1号の「普通に用いられる方法で表示」に該当するかについては、「商品の製造者・販売者名等を示す方法として普通に用いられる方法をいうものと解するのが相当である」とされ、パンフレットや商品に付されている標章の使用態様が単に商品の販売者名ないし製造者名を示す以上の態様で使用されている、大きく目立つように記載されているなどの場合は「普通に用いられる方法」で使用されていると

いうことはできないと判断された事例がある（アイコム事件、大阪地判平成13・3・13平10（ワ）4292）。また、「（有）曾呂利」について、「一般需要者の目を惹くに足る特殊な字体で記載されているから、原告の商号が有限会社曾呂利であり、（有）が有限会社の略称であるとしても、原告が自己の商号を普通に用いられる方法で表示したものと認められない。」（大阪地判昭和58・4・27昭57（ワ）6710）との判断例がある¹³⁾。したがって、「A B C 電機株式会社」という名称自体の表示であっても、顕著に表示した場合には「普通に用いられる方法」に該当しない可能性がある。

例えば「ヒアルロン酸」（入り化粧品）等の品質表示については、需要者にアピールすることを目的として、商品の包装容器に、「ヒアルロン酸」と顕著に表示することは考えられるが、「〇〇株式会社」と化粧品の容器に顕著に表示することは普通ではない。商品の品質表示等と自己の名称について、何が「普通に用いられる方法で表示」に該当するのかは異なると思われる。

自己の名称等について、その表示方法が普通に用いられる方法であるか否かは、当該商品の取引社会の実情を基準にして判断されるべきものであり¹⁴⁾、著名な商号であれば広告宣伝機能を大いに発揮することもあり、自他商品識別機能を発揮しているからといって、直ちに「普通に用いられる方法」で使用されているものとはいえないというのは相当でない¹⁵⁾。

逆に自社が「A B C 電機株式会社」を商標登録している場合、同一の社名の他人の使用には26条1項1号が適用され得るが、同2項により、自社の商標権の設定登録があった後、その他人が不正競争の目的で使用する場合には適用されない。

3. 不正競争防止法における商号

不正競争防止法2条1項1号及び2号で保護される周知又は著名な商品等表示には商号が含まれる(2条1項1号括弧書き)。ここでいう商号は、商品等表示(商品又は営業を表示するもの)の例示であるので、商号商標であるか、ハウスマークであるかの別を問う必要はない。

商品等表示の類否については、日本ウーマン・パワー株式会社事件¹⁶⁾において、「ある営業表示が(旧)不競法1条1項2号にいう他人の営業表示と類似のものにあたるか否かについては、取引の実情のもとにおいて、取引者又は需要者が両表示の外観称呼又は観念に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるか否かを基準として判断するのが相当である。」と判示され、「日本ウーマン・パワー株式会社」と「マンパワー・ジャパン株式会社」は、「マンパワー」と「ウーマン・パワー」が、いずれも人の能力、知力を連想させ、観念において類似のものとして受け取られるおそれがあるので、商号全体として類似しているものと受け取られるおそれがある、と判断された。また、2条1項1号の「混同」に、いわゆる広義の混同¹⁷⁾が含まれることが認められた。

広義の混同概念が有用なのは、表示自体は識別可能でも商品又は営業が同一である場合、あるいは逆に、表示は同一か、あるいは類似の程度が高いが商品又は営業に競争関係がない場合である。

「マンパワー」と「ウーマン・パワー」のように、既存の周知の商号と対称的な意味合いの表示を使用された場合は前者に当たり、判決では観念類似を理由としてはいるが、「マンパワー」が「人力、労働力、人的資源」といった意味の、英語から日本語化した既存の語であるのに対し、「ウーマン・パワー」は「女性の力」

(を活用)といった意味合いに理解され得るので、必ずしも類似とはいえない。対称的な意味合いのほか、シリーズ商標のように看取される場合がある¹⁸⁾。

後者の場合、すなわち表示は同一又は類似の程度が高いが商品又は営業に競争関係がない場合として、日本ウーマン・パワー株式会社事件以前に広義の混同概念を採用した事例が、三菱建設株式会社事件である。

企業グループが共通して使用する商標(いわゆるコレクティブマーク)についての仮処分に関し、三菱系の建設会社で「三菱」を冠しているものがないところ、三菱地所株式会社(不動産の所有、売買等を営業内容とし、被告と競争関係にない)からの差止請求について、以下のように判示された。

「三菱系会社の一員であることに重要な利害関係を持つ各会社はすべて同系統に属しない会社が三菱の二字と右のサービスマークを使用することを特段の事情が無いかぎり排除できるものと解しなければその法律的利益を擁護できないものと謂うべく、換言すれば三菱系諸会社が全体として被る不利益は結局直接間接に同系各会社に及ぶものと考えるのが相当である。かくして当裁判所の不正競争防止法の解釈につき講学上説かれる競争観念の稀釈化の理念を正当とし、本件については三菱系諸会社はいずれも同法第一条第二号にいわゆる他人に該当し、従つてこれらの会社なかんづく控訴会社とその営業内容に共通点をもつ被控訴会社は当然同条本文にいわゆる「之ニ因リテ営業上ノ利益ヲ害セラルル虞アル者」として控訴人の不正競争行為の差止請求権を有するものと解するのである。」¹⁹⁾

そして、三菱系に属さない会社が、商号に「三菱」を冠し、いわゆる三菱マークをサービスマークとして使用することは、三菱系諸会社の一員であるかのごとく誤信させるおそれがあると判断された²⁰⁾。

系列会社ではないかとの誤認を与えると判断された事例で、外国会社の標章の日本国内における使用が不正競争行為に当たるとしたものがある²¹⁾。

他人の商品商標を商号又は商号の一部とした場合は、当該商標が著名であれば、販売代理店あるいはフランチャイズ・システムの一員ではないかと誤認されるおそれがある²²⁾。このように競争関係にない場合でも、商品表示の周知性の度合いにより広義の混同を生ずるおそれがあると判断され得る²³⁾。

類否判断については、商標法上と同じく、要部とみられる部分が一致していても（特に要部の語の識別力が一般的には低いとみられる場合、競争関係にない場合、結合語により業種の相違が明らかな場合など）商号全体としては類似しないと判断される可能性がある²⁴⁾。

一方、要部が既存の語であっても一般に使用されていない語であれば独自の識別力が認められ、特に競争関係にある場合には混同のおそれが高くなる²⁵⁾。

不正競争防止法における差止めについては（3条）、会社法8条による差止めと異なり（次章参照）、不正の目的があることを要しない。差止請求に際し、侵害の停止又は予防に必要な行為として（同2項）、商号の変更を請求することができ²⁶⁾、商号の抹消を請求することもできる²⁷⁾。

不正競争防止法の適用除外として、自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。）でなく使用する場合があるが（19条1項2号）、ここにいう氏名には法人は含まれないと解される。法人は自然人と異なり、名称の選択に自由度があるので、敢えてその名称を使用する必然性が低いと考えられるからである²⁸⁾。

他人の商品等表示が周知・著名となる前から使用している場合、適用除外となる営業表示に

周知性は不要である（19条1項3号及び4号）。ここで、原告の会社設立の方が後の場合、被告が原告商号が周知とならないうちから善意で被告商号を使用していたと主張したのに対し、「営業の事実上の承継が認められるかぎり、現在の会社設立以前の事実状態をも理由として、競争者に商号等の使用禁止を求めることができる。」と判示された事例がある²⁹⁾。

不正競争防止法2条1項13号の品質誤認等の規制に関して、例えば「ビール」という表示をビール以外に使用する場合³⁰⁾には品質誤認の問題が生じ得るが、商号中に商品の種類を表す語を含む場合（例えば、「ABCビール株式会社」）、ハウスマーク「ABCビール」を「ビール」以外の商品に表示した場合、同社がビール以外の商品、例えば清涼飲料等を製造していることが需要者に周知であれば、品質誤認の問題は生じないと考えられる。製造者として「ABCビール株式会社」の商号をビール以外の商品に表示することも原則として問題はない³¹⁾。

古い事例だが、発泡酒に「ビヤ－」の商品名を付けて販売したことが旧1条5号（現2条1項13号）に該当するかが争われたライナービヤ－（株式会社）事件（東京高判昭和38・5・29昭36(ネ)1629・1633³²⁾）がある。この事例では、「ライナービヤ－」の表示中の「ビヤ－」については、ビールとの品質誤認を生ずるおそれがあるとして差止めが認められたが、「ライナービヤ－株式会社」「LINER BEER CO., LTD.」の表示については認められなかった³³⁾。後者の結論及び理由付けについて批判があるが、当該ラベルの表示態様について言えば³⁴⁾、商品名は「LINER」「ライナービヤ－」であって、その製造者又は販売者が「ライナービヤ－株式会社」「LINER BEER CO., LTD.」であることが判別できると考えられる。しかし、ラベル全体として誤認される表示となるかは、商品商標、品質表示部分（この事例では「濃醇」「はっぼう酒

第2級」など)、商号部分、相俟っての判断となる³⁵⁾。

4. 会社法における「不正の目的」による商号使用に対する救済

平成17年の会社法成立に伴い、類似商号規制(他人が登記した商号は同一市町村内において同一の営業のために登記することができない)は廃止され³⁶⁾、会社に係る不正競争目的の商号使用の差止め等に関する規定(旧商法20条)は削除された。旧商法20条は、不正競争目的をもって、同一又は類似の商号を使用する者に対する差止め請求等を既登録商号権者に認めており³⁷⁾、同市町村内における既登記商号使用に不正競争目的の推定規定が置かれていた。旧商法20条の救済については、不正競争防止法2条1項1号等に委ねられることになったが、「不正の目的」による商号使用に対する救済(旧商法21条)については、不正競争防止法では十分に保護されない場合があるとして、会社法8条が引き継いだ。

会社法8条は、何人も、不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない、とし、当該使用行為によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある会社は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる旨を規定する。

ここで、同規定の「不正の目的」に該当するのはいかなる場合かについては、以下のように判示されている。

「会社法8条(旧商法21条)は、故意に信用のある他人の名称又は商号を自己の商号であるかのように使用して一般公衆を欺くというような反社会的な事象に対処すること等を目的として設けられたものであること、同条は、不正競争防止法2条1項1号のように他人の名称又は

商号が「周知」であることを要件とせずに、営業上の損害を受けるおそれのある者に差止請求権を付与していること、後に名称又は商号の使用を行った者が、その名称又は商号の使用を禁止される不利益も少なくないこと等の事情に照らすならば、同条にいう「不正の目的」は、他の会社の営業と誤認させる目的、他の会社と不正に競争する目的、他の会社を害する目的など、特定の目的のみに限定されるものではないが、不正な活動を行う積極的な意思を有することを要するものと解するのが相当である。」(知財高判平成19・6・13平19(ネ)10001判例タイムズ No.1294 p.63)

この事例は、スポーツマーケティングを主な業務とする原告(控訴人)「スポーツ・マーケティング・ジャパン株式会社」が、同種業務を行う被告(被控訴人)「ジャパン・スポーツ・マーケティング株式会社」に対し、会社法8条に基づき、被告が「不正の目的」をもって原告と誤認されるおそれのある商号を使用していると主張して、当該商号の使用差止等を求めた事案である。被告は、原告商号の使用開始後に商号を「プロフェッショナル・マネジメント株式会社」から変更したのだが、原告商号中の「スポーツマーケティング」は業務の内容を示すものとして、「ジャパン」は我が国を示すものとして、ごく一般的な語であり、一方、被告が我が国におけるスポーツマーケティング業界において、原告を上回る活動歴、信用及び知名度を有していると認められたことにより、「自己の営業を原告の営業と誤認させる目的、原告と不正に競争する目的、原告を害する目的があったものとは認められず、また、その他の目的のいかんを問わず、被告現商号を使用することによって、不正な活動を行う積極的な意思があったものと認めることはできない。したがって、「不正の目的」を認めることはできない。」と判断された。

「不正の目的」が認められた例としては、旧商法21条の事例で、東京瓦斯株式会社事件（東京高判昭和34・9・3，最判昭和36・9・29，上告棄却，判例タイムズNo.97 p.71）がある。被告が，原告，東京瓦斯株式会社が本店を移転する計画をもっていたのと同じ区内に，同じ社名に変更登記し，かつ目的を「石炭瓦斯の製造販売その他の業務」に改めたことに対し，不正の目的をもって原告の営業と誤認させる商号の使用であると断定せざるを得ないとし，原告はこれによって利益を害せられるおそれがあるものとして，旧商法21条により当該商号の使用を止むべきことを請求することができ，さらにその使用禁止の目的を達するために当該商号の登記の抹消登記手続を求めることもできる，と判断されている。

知財高裁判決に判示されているように，商号の周知性を要件とせずに営業上の利益を侵害されるおそれがある会社に差止請求権を認めることについては，上記事件におけるような「不正な活動を行う積極的な意思」を要すると解される。

5. おわりに

商号と商標はどう違うのか，商号を商標登録すべきなのか，実務上の実際問題として質問が多い点である。本稿では商号を巡る商標問題として，商標実務上の参考になりそうな点を思いつく限り挙げてみた。社名変更の際，商号商標の登録を検討する際などに何らかの参考になれば幸いである。今回は，商標法における検討を中心としたので，不正競争防止法の判例については網羅的に検討できなかった。今後機会があれば改めて検討したい。

注 記

1) 本家田邊屋事件，大阪高判昭和38・8・27昭36（ネ）497

- 2) 参考情報として，総務省が5年毎に行っている事務所・企業統計調査によれば，平成18年の会社企業数は151万6千企業である（総務省統計局ホームページ「平成18年事業所・企業統計調査の結果から」<http://www.stat.go.jp/info/guide/asu/2008/2425.htm>）。一方，特許庁電子図書館で「株式会社」を含む商標を検索すると19,504件（2010年1月8日現在）である。
- 3) 商標法3条1項4号の適用について，商標審査基準では，以下のとおり。
ありふれた氏，業種名，著名な地理的名称（行政区画名，旧国名及び外国の地理的名称を含む。）等に，「商店」「商会」「屋」「家」「社」「堂」「舎」「洋行」「協会」「研究所」「製作所」「会」「研究会」「合名会社」「合資会社」「有限会社」「株式会社」「K.K.」「Co.」「Co., Ltd.」「Ltd.」等を結合してなる商標は，原則として，本号でいう「ありふれた名称」に該当するものとする。
- 4) 特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説（第18版）」は，「どの程度のものがありふれた氏又は名称かは個別に判断される。氏と名がそれぞれありふれていても，それが結合して「ありふれた」とはいえなくなる場合には本号の適用はない。「名称」は商号を含む概念である（商法11条，会社法6条参照。）」とする（1202頁）。
- 5) 「佐藤」については識別力を認められにくく，「株式会社サトー」も認められていない（審判昭53-13300）。
- 6) 7号該当性が否定された事例としては，ハイパーホテル事件（東京高判平15・5・8平14（行ケ）616異議決定取消）がある。ホテルグループの共通名称をグループに加盟しながら登録した原告の行為について，異議申立人の出願について拒絶査定が確定した後に原告が出願したこと，原告は当時既に「ハイパーホテル青森」を開業していたこと等の事情から，不正の目的で出願されたことまで認められない，と判断された。同判決は，「商標自体に公序良俗違反のない商標が商標法4条1項7号に該当するのは，その登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり，登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合に限られる」と判示する。
- 7) 網野誠，商標（第6版），p.338（2002）有斐閣
- 8) 月の友事件，最判昭和57・11・12昭57（行ツ）15

- 9) カルフル (Carrefour) 事件, 東京高判平成13・7・18平12(行ケ)257
- 10) 国際自由学園事件, 最判平成17・7・22平16(行ヒ)343
- 11) フリーフレーム事件, 東京高判平成10・1・14平8(行ケ)225「法人格のない社団が一定の範囲で商標法上の権利の主体となりえないものとされているとしても, 同法が, 一般私法上的人格権的利益の保護を主たる目的とする本号から, 法人格のない社団を除外している, すなわち, 本号にいう「他人」に法人格のない社団は含まれない, と解する理由はなく, その名称又はその著名な略称を含む商標は, 本号によって商標登録を受けることができないものと解すべきである。／このように法人格のない社団が本号の「他人」に含まれると解しても, 社団性の乏しい団体は, ここでいう「法人格のない社団」に該当しないわけであるから, 被告主張のように浮動的に生成, 消滅する無数の任意団体の存在によって正当な商標登録出願が妨げられるおそれがあるということはできない。」
- 12) 日本美容医学研究会事件, 東京高判平成14・10・24平14(行ケ)219, 判例タイムズNo.1111 p.179
- 13) 山形屋海苔店事件 (東京地判昭和57・6・16昭54(モ)2068) 参照。被告標章について「これらが附される罐, 瓶又は箱の大きさとの対比において相当程度大きく, かつ, 需要者の注意をひきやすい場所に表示されているということ」及び「特徴のある崩書きの書体により書かれたものであること」を考慮し, 26条1項1号の「普通に用いられる方法で表示する商標」に当たるとは認められない, と判断された。
- 14) 小僧寿し事件控訴審, 大阪高判平成4・10・28平2(ネ)669
- 15) 小僧寿し事件原審, 大阪地判平成2・3・15昭56(ワ)678「著名になればなるほど, その営業にかかる商品の出所を表示する機能を併有しはじめ, その表示態様のいかにかわらず自他商品識別機能を発揮すると考えられることを考慮すると, その商標(表示)が自他商品識別機能を果しているからといって, そのことだけから, 直ちに「普通に用いられる方法」で使用されているものとはいえないというのは相当でない。少なくとも, 本件被告標章のような著名な略称等について, 原告会社主張のように解するときは, 本来, 同条(26条)一項一号の規定によって保護されるべき著名な略称等についてほとんど右規定の適用を排除することになりかねず, 妥当でない。」
- 16) 最判昭和58・10・7判例タイムズNo.513 p.145
- 17) 「広義の混同」とは, 需要者が商品aと商品bの出所は別と認識するものの, 両出所の間に親子会社や系列会社等の何らかの関係があると誤認するおそれがある場合をいう。
- 18) 非類似と判断された例として, 「ホワイトホース」と「ゴールデンホース」(東京地判昭和58・4・25昭55(ワ)4863)。
- 19) 大阪高判昭和39・1・30判例タイムズNo.157 p.178(仮処分)
- 20) 大阪高判昭和41・4・5判例タイムズNo.190 p.92(本案)
- 21) バイエル薬品合名会社事件, 神戸地判昭和41・8・8昭39(ワ)347
- 22) ナショナルパネライト商事株式会社事件, 東京地判昭和37・9・17昭36(ワ)312。松下電工の商品名「ナショナルパネライト」(メラニン化粧板)を商号の一部として同種商品を販売する行為が不正競争行為とされた事例。
- 23) 株式会社ミキハウス事件, 大阪地判平成3・10・30平2(ワ)5143, 控訴棄却。原告「三起商行株式会社」の商標「miKiHOUSE」は周知であるところ, 被告「株式会社ミキハウス」が被告営業表示を使用して不動産業務を営むことは, 一般消費者もしくは需要者において, 原告・被告間に何等かの業務上, 組織上の関係があると考えるおそれ, すなわち広義の混同のおそれがある, と判示。
- 24) 例えば, 被告商号「株式会社ワールドファイナンス」の要部「ワールドファイナンス」は, 「ワールド」, 「WORLD」等の原告営業表示と類似しないが, 被告の営業表示「ワールド」が, 原告営業表示と類似し, 広義の混同のおそれがある, との判断(東京地判平成5・2・24平1(ワ)17170, 判例タイムズNo.808p.242, 控訴棄却)。
- 25) 杏林ファルマ株式会社事件(東京地判平成19・1・26平18(ワ)17405, 商号使用差止等請求事件, 判例タイムズNo.1240 p.320, 控訴棄却)では, 以下のように判断された。「原告の商号「杏林製薬株式会社」の「杏林」の

部分は元来は医者を意味する普通名詞であり、それ自体としては、医療、医薬関係を指す名称として特別顕著なものとはいえないが、原告は大手製薬会社であり「キョーリンググループ」の中核をなし、原告商号は周知である。

被告は、商号を「杏林ファルマ株式会社」に変更して、目的に医薬品、医薬部外品などの製造、販売等を加えたものであり、原告の営業と同一の営業を行うおそれがある。

よって、被告が、上記のような営業を行うについて、「杏林ファルマ株式会社」を使用することにより、原告の取引者又は需要者は、被告をもって、キョーリンググループの一員、あるいは、原告との間に資本的な繋がりがあるなど、緊密な営業上の関係があると誤信するおそれがあるものと認められる。」




- 26) 三愛事件（最判昭和42・4・11昭39(オ)1203) 参照。
- 27) 前掲注16), 日本ウーマン・パワー株式会社事件の最高裁判決で、商号の抹消登記手続を命じた原判決を是認し、前掲注25), 杏林ファルマ株式会社事件でも認められている。
- 28) 山葉楽器事件（静岡地浜松支判昭29・9・16判例タイムズNo.43 p.40) 参照。「旧不正競争防止法1条2号に該当する結果、被告の商号使用はその限りにおいて制限を受け、これが禁止を受けることは当然」とした。
- 29) 山形屋事件、東京地判昭和40・2・2判例タイムズNo.173 p.100。原告は、昭和23年「京橋山形屋海苔店株式会社」設立、昭和33年「株式会社山形屋海苔店」に変更。「山形屋」の商号は個人経営の明治27、8年頃から使用。被告は、昭和22年「株式会社黒須商店」設立、昭和29年「株式会社山形屋」に変更、設立以前から「山形屋」を使用。被告は原告の商号が周知とならないうち、昭和22年から善意で「山形屋」の商号を使用、と主張。

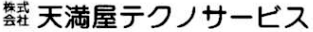
- 30) 景品表示法による「ビールの表示に関する公正競争規約」参照。
- 31) 商標登録についても、商号商標「ABCビール株式会社」を指定商品「清涼飲料」について登録するについて、通常の商標のような品質誤認（商標法4条1項16号）の問題はないと考えられる。登録例として、登録第1542940号「サッポロビール株式会社」（指定商品「清涼飲料、果実飲料」）、登録第2368524号「赤ウーロン茶∞アサヒビール株式会社（ラベル）」（指定商品「台湾産の原料を使用してなるウーロン茶」）など。
- 32) 判例タイムズNo.146 p.90
- 33) 上告審（最判昭和40・6・4昭38(オ)1149・1150)で原判決を維持。評釈として、青柳吟子、ライナービヤ事件、知的財産法最高裁判例評釈体系Ⅱ、p.535（2009）青林書院
- 34) 下級裁判所民事裁判例集12巻6号1508頁（第一審、東京地判昭和36・6・30）参照。
- 35) 商号の誤認性について、渋谷達紀、知的財産法講義Ⅲ、p.191（2008）有斐閣、参照。
- 36) ①会社を設立しようとする者がその規制に抵触しないか否かを調査しなければならないことは、迅速に会社設立を行うことを阻害する、②定款記載の目的上「同一営業」か否かが問題であるため、定款の目的事項の記載の明確性・具体性が過度に要求される、③いわゆる「商号屋」が跋扈する等の批判があった（江頭憲治郎、株式会社法（第3版）、p.67（2009）有斐閣）。法務局民事局参事官室「会社法制の現代化に関する要綱試案・補足説明」（平成15年10月）参照。
- 37) 「株式会社木馬企画」が「株式会社劇団木馬座」と類似し、その商号の使用が旧商法20条1項の不正競争の目的をもって使用する場合に当たると判断された事例として、横浜地裁川崎支部昭和63・4・28判決、昭61(ワ)363、判例タイムズNo.702 p.246

【別表】「株式会社」商標についての審決例


■登録例

【識別力】(3条1項4号) 登録例			
1	不服 2002-23558	石原産業株式会社(普通の文字)	商品取引の実際においては、単にありふれた氏の「石原」と認識するよりも、「石原産業株式会社」又は後半の「株式会社」の文字部分を省略し、「石原産業」として認識されるとみるのが相当。
【識別力】(3条1項6号, 4条1項16号) 登録例			
2	不服 2001-2528	株式会社インターネット堺(標準文字)	地球規模のコンピュータネットワークを示す『インターネット』の文字と大阪府下の市名に通ずる『堺』の文字とを普通に用いられる方法にて書してなるもの⇒全体として請求人の商号を表示したものと認められ、当審において調査するも、本願商標と同一の法人等を見出せず、また、本願商標が指定役務との関係において、取引上普通に使用されている事実は発見できなかった。
【公序良俗違反】(4条1項7号) 登録例			
3	不服 2001-849	株式会社極楽	出願人の会社の商号でない会社の商号を商標として登録出願したもの⇒出願人名義変更届により、その名義が「アイ・ケイ・ケイ株式会社」から「株式会社極楽」に変更されている。
4	不服 2004-6016	BBバックボーン株式会社\ビー・ビー・バックボーン株式会社	出願人(ビー・ビー・バックボーン株式会社)の名称と異なる別法人の名称としか認識し得ない『BBバックボーン株式会社』の文字を有してなるもの⇒上段の「BBバックボーン株式会社」の文字は、実質的に出願人の会社名である下段の「ビー・ビー・バックボーン株式会社」を表したものと認め得るものとみるのが相当。
5	不服 2006-13376	株式会社70(標準文字)	出願人名義変更届が提出された結果、本願商標の請求人(出願人)の名称は、本願商標と同一になった。
【他人の名称】(4条1項8号) 登録例			
6	不服 2002-7843	東罐興業株式会社(普通の文字)	引用会社は現存しない。
7	不服 2004-18062 【審決日】平成18年9月20日	株式会社三徳(標準文字)	引用会社6社⇒ 指定商品は、補正された結果、原審で示されたそれぞれの業務とはその取り扱う商品、流通経路、取引の形態等、その業務を全く異にするものである。 さらに、本願商標は、非鉄金属製造業に使用して、その業界において知られているものといえ、他人の名称を想起しないとみるのが相当であり、原審で示した人格権を毀損するものとみることはできない。

8	不服 2006-14767 【審決日】平成 19年7月25日	長瀬産業株式会社\NAGAS E & CO., LTD.	引用会社の業務は本願商標の指定商品とは、その取り扱う商品、取引の形態等、その業務内容を全く異にするものであって、本願商標は、化学品、合成樹脂、電子材料、健康食品、医療機器等に使用して、その業界において広く知られているものであるといえるから、他人の名称を想起しないとみるのが相当であり、 <u>原審の示した人格権の毀損するものとみることはできない。</u>
9	不服 2006-19635 【審決日】平成 19年12月17日	株式会社  マルゼン	請求人の名称は、業務用厨房機器に使用されて、その業界において広く知られているものといえるから、これと同じ綴り文字よりなる本願商標を本願指定商品に使用しても、他人の名称を想起しないとみるのが相当であり、 <u>原審で示した人格権を毀損するものとみることはできない。</u>
10	不服 2006-27765 【審決日】平成 20年2月4日	 川田工業株式会社	請求人は、大正11年創業、昭和27年に「川田工業株式会社」に社名変更した、金属製品製造業及び総合建設業を営む会社であり、明石海峡大橋やレインボーブリッジ等を建設した橋梁メーカーとして、建設業界においては、相当程度知られていることが窺える。 さらに、原審で示された13社の「川田工業株式会社」のうち、8社は請求人の東京本社、営業所又は工場の所在地であることが確認されたものであり、その他は、所在が確認できないもの及び業種が異なるものである。 これらのことからすると、本願商標から他人の名称を想起することはないとみるのが相当であり、 <u>原審の示した人格権を毀損するものとみることはできない。</u>
11	不服 2007-15117 【審決日】平成 19年12月27日	株式会社TBK (標準文字)	引用会社の業務は、本願商標の指定商品とは、その取り扱う商品、取引の形態等、その業務内容を全く異にするものであり、さらに、本願商標は、自動車部品用品製造業に使用して、その業界において広く知られているものであるといえるから、他人の名称を想起しないとみるのが相当であり、 <u>原審の示した人格権を毀損するものとみることはできない。</u>
12	不服 2008-1379	太洋電機産業株式会社(標準文字)	引用会社1及び2「太洋電機産業株式会社」は請求人の工場、営業所であることが確認し得た。
13	不服 2008-9886	 株式会社 イシダ	構成中の「株式会社イシダ」の文字部分は、法人格の一種である「株式会社」の文字及びありふれた氏と認められる「石田」の片仮名表記である「イシダ」の文字を組み合わせ、普通に用いられる方法で表してなるものであり、かつ、NTT東日本が提供しているタウンページデータベース(平成20年6月12日付け調査)によれば、「株式会社イシダ」は、日本全国に60数件の存在を確認するこ

			とができ(同一住所からなる名称を除いても40件近く存在する。),相当数存在することから,ありふれた名称を表したにすぎず,自他商品の識別機能を有しないものといわなければならない。 一方,構成中の図形部分は,後掲のとおり の構成よりなるから,十分に自他商品の識別機能を有するものと認められる。
【先行商標】(4条1項11号) 登録例			
14	不服 2000-14962		商号商標に役務の出所機能を果たさせようとする限り,商標を一体的にとらえるとみるのが妥当。引用商標「天満屋」とは非類似
15	不服 2001-14784	コニカ株式会社\KONICA CORPORATION	引用商標「CONICA」無効
16	不服 2002-19669	三協化学株式会社(標準文字)	引用商標「三共化学」存続期間満了
17	不服 2003-7334	アイスマン株式会社(普通の文字)	引用商標「Mr. ICEMAN」と非類似
18	不服 2004-8459		引用商標「アズワン」と非類似
19	不服 2005-19927	株式会社ケア・リンク	引用商標「日本ケアリンク」とは非類似
20	不服 2007-16882	セイキ販売株式会社(標準文字)	引用商標「セイキ」「SEIKI」と「セイキ販売」は非類似
21	不服 2008-32628	東和薬品株式会社(標準文字)	引用商標「TOWA」とは非類似(本願商標の称呼は「トーワヤクヒンカブシキガイシャ」又は「トーワヤクヒン」)

■拒絶例

【他人の名称】(4条1項8号) 拒絶例			
1	不服 2007-26079 【審決日】平成 21年3月25日	株式会社リプラス(標準文字)	引用会社4社⇒出願人と他人との間で事業内容が競合するかどうか,いずれが著名あるいは周知であるといったことは考慮する必要がないと解されるものである。
2	不服 2008-16954 【審決日】平成 20年11月26日	株式会社イアラ	引用商標1社⇒ 「他人の名称が著名か否かにかかわらず,その他人の承諾が必要」とした原査定認定に誤りはない。
【出所混同】(4条1項15号) 拒絶例			
3	審判平 10-16086		引用商標「日立」
4	審判平 5-15378	VOGUE CO., LTD. 指定商品:旧第17類「洋服,オーバーコート,レインコート」	引用商標「VOGUE」

(原稿受領日 2010年1月25日)